

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年8月27日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：南スーダン国ジュバ都市圏水道サービス改善プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：南スーダン国ジュバ都市圏水道サービス改善プロジェクト

調達管理番号：25a00165

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年8月27日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第 1 章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：南スーダン国ジュバ都市圏水道サービス改善プロジェクト

(2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年10月 ～ 2027年9月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 20% を限度とする。

2) 第 2 回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の 20% を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025 年度（2026 年 2 月頃）

2) 2026 年度（2027 年 2 月頃）

2. 担当部署・日程等

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ水資源第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 9月 2日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 9月 3日 12時まで
3	質問への回答	2025年 9月 8日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年 9月 12日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 9月 25日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/4FRwSEbA8M>

注１）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

1) プロポーザル・見積書

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の 2 点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	遠隔によるプロジェクトの実施体制及び実施方法	第3条2.（3）
2	遠隔による SSUWC（South Sudan Urban Water Corporation）の上水道の運転・維持管理能力の向上、並びにプロジェクト終了後における運転・維持管理能力の持続的強化を促す仕組みを組み込んだ活動方針提案	第4条2.（1）①

3	SSUWC が提供する上水道サービスへの、顧客満足度が向上するための道筋と、これに貢献する遠隔での活動方針、並びにプロジェクト終了後における SSUWC 自身による改善活動の持続性を高めるための方法論	第4条2. (1) ②
4	水資源灌漑省内におけるモニタリング・評価体制の強化及び、ジュバ都市圏の水供給に関する情報の集約と分析力の向上、マスタープラン改訂への実務支援など、制度面の課題を踏まえた現実的かつ段階的な政策支援の、遠隔による活動方針、並びにプロジェクト終了後においてもモニタリング及び評価が制度的に継続され、政策決定や事業運営に活用されていくことを促すための方法論	第4条2. (1) ③

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条 業務の目的

「第２条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年1月
- ・ RD署名：2025年4月17日

☒別紙「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条 実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）本事業の目的

本事業は、ジュバ都市圏において、先行した技術協力プロジェクト「ジュバ市きれいな水供給プロジェクト」の成果に基づき、現状の課題を把握した上で、南スーダン都市水道公社（SSUWC）の上水道に関する計画策定・実施、運営・維持管理能力向上、顧客とのコミュニケーションの改善、さらには、水資源灌漑省（MWRI）のWASH（Water, Sanitation and Hygiene）分野の政策改善のための環境強化に向けて支援することにより、SSUWCジュバ支所の水道事業体としての事業運営能力の向上を図り、もってジュバ都市圏の水道供給サービス改善に寄与するものである。

（２）JICA グローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」としての協力

JICAは、多様なパートナーと協働・共創し、開発インパクトを最大化するための課

題別事業戦略として20のグローバル・アジェンダを設定し、その目標達成に向けて重点的に経営資源を配分する領域や事業を、クラスターと呼ぶマネジメントの単位として設定している。水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を目指すグローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」におけるクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」では、水道サービスの改善、運営の効率化、料金収入の確保、投資の確保という好循環により水道事業体を成長軌道に乗せるための運営・経営の改善を目指している。JICAは、このクラスター事業戦略に基づき、各国における開発のセオリーとシナリオを明確にし、多様なパートナーとの協働を追及してインパクトの最大化を目指すこととしている。本事業は、SSUWCの自立的な水道サービスの改善を目指すものであり、同事業戦略に基づき実施されることに留意する。なお、グローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」の詳細については、URLを参照のこと。
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>

（３）現地渡航が制限されている現状を踏まえた業務実施体制の構築²

本事業では、現時点で治安の悪化により南スーダンへの渡航が禁止されている状況を踏まえ、遠隔による技術支援を基本とする。現地人材の活用や近隣国からの支援なども含めた、柔軟なコミュニケーション・実施体制を検討する一方で、遠隔による支援でありながらも、プロジェクト成果の持続性を高める必要がある。

遠隔での活動は、以下のような想定をしている。

① オンライン及び現地傭人を活用した活動（活動1-1～1-4、1-7～1-9、活動3-2、3-3）³

- 1：遠隔で活動が行える環境を整える（パソコン・インターネットの設置・設定）
- 2：専門家と実施機関の間で、オンラインにての活動進捗確認、課題設定
- 3：現地傭人による活動のフォロー（以降、2、3を繰り返す）

※遠隔での活動が行える環境の整備については、南スーダン事務所のナショナルスタッフが作業することを想定している。

² 遠隔での業務に必要な体制（役割分担、連絡手段、初期対応）及び活動の実施方法をプロポーザルにて提案すること。

³ 成果1活動1-1～1-4、1-7～1-9は現地傭人（エンジニア）24人月、成果3活動3-2、3-3は現地傭人（エンジニア）12人月、現地傭人（事務・補助）24人月の計3人を想定している。

② 第三国水道事業体等組織を活用した活動（活動1-5、1-6、活動2-2、2-3）

遠隔による支援が難しい活動については、現地情勢にも拠るが、第三国水道事業体等組織に再委託⁴し、現地で活動することを想定している。

（４）渡航再開後の渡航計画

2025年3月から外務省発表の危険情報がレベル4に上がっており、レベル3まで下がらなければ渡航が難しいため、上記（３）のとおりプロジェクト開始当初は遠隔での活動を想定する。渡航再開の可能性は現状不明である。プロジェクト開始後危険度レベルが下げられ、渡航が可能となった場合には、受注者と発注者は協議し契約変更により対応する⁵。

さらに、2026年12月に南スーダン暫定政府発足後初めての国政選挙が予定されており、国政選挙前後に治安が悪化する可能性等もあるため、選挙の前後1か月は安全措置で渡航禁止の可能性が高い点に留意する。

（５）南スーダン特有の事情について

南スーダン政府は独立以降、国庫の大部分を石油収入に依存しているが、度重なる騒擾や同国を取り巻く経済状況により、国家財政は改善の兆しが見えない。それに伴い、MWRI職員、SSUWC職員に対しての給与の支払いが約1年遅れており、離職率・欠勤率に影響を与えている（2025年3月時）。

このため、本事業においては、人的リソースの不安定さを踏まえつつ、事業の実施体制や活動内容については、現地の人的・制度的な状況に応じた柔軟かつ持続可能な支援が必要となる。

（６）人間の安全保障と信頼構築について

本事業では、運転・維持管理体制の改善や、給水サービスの安定化を図る支援を通じて、住民の基本的なニーズの充足と、SSUWCに対する信頼の構築に寄与することが期待される。そのため、SSUWCが水の安定性供給や苦情対応、情報提供といった住民との接点において、丁寧かつ継続的に対応する姿勢が重要である。これにより、住民が「応えてもらえた」と感じられる経験の積み重ねが、公共サービスへの信頼の醸成に繋がり、ひいては政府への信頼の向上につながることで、平和の定着に貢献する点に

⁴ 第三国水道事業体等組織（浄水管理、配水管理、顧客対応、啓発活動）は6人月程度を想定している。また英語による技術コミュニケーションが可能であることが必要となる。なお、再委託先の選定に関しては、周辺国の水道事業体を対象とした指名競争を想定する。指名先の選定基準は、本事業開始後、発注者と協議のうえ決定する。

⁵ 仮に渡航が再開した際の南スーダンでの宿泊については、JICA指定の宿泊施設を使用することが義務付けられている。ただし宿泊施設の部屋数には上限があり、本事業への割り当ては同時に原則4名までである。このため、基本的には同時渡航者数が4名を越えない範囲で渡航計画を策定する。なお、防弾車1台に（運転者を除く）4名が乗車可能。それ以上の乗車が必要な場合は都度JICA事務所に事前に相談する。

留意する。

（７）先行技術協力プロジェクトとの関係性

先行技術協力プロジェクトでは、SSUWCの運営改善に向けて、標準作業手順書（SOP）、業務評価指標（KPI）の導入、本部・支所間の役割整理や情報フィードバック体制の整備が実施され、一定の制度整備と業務プロセス改善が図られた。

しかし、SOPやKPIの実運用状況や、現場業務における改善、さらには顧客からの苦情対応等、住民への対応を含むサービス提供面での課題は依然として残っている。PDCAサイクルのうち、「C・A」が現場で十分に実施されない傾向も見られた。本事業では、これまでの制度整備の成果を活用しつつ、O&M体制の実効性向上、顧客対応の質的改善を、限られた期間・予算の中で効率的に実施することが求められる。

また、先行プロジェクトでは、MWRIへの助言を通じ体制強化や他関係ドナー・開発協力機関との連携を図った。本事業では、政策関連の助言やMWRI主体の水供給に係るデータベース開発の支援を行うことから、他関係機関との密な情報交換やMWRIの主体性を引き出す密なコミュニケーションが求められる。背景については下記（９）にて後述する。

（８）ジェンダーの取組

本事業では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する観点から、プロジェクト設計・実施段階において以下の点に留意する。

第一に、成果や活動の進捗管理において、モニタリング・評価のための男女別データの収集と活用を行う。第二に、JCC（合同調整委員会）や会議への女性参加率35%の目標を設定し、JCCや地域レベルの意思決定プロセスにおける女性の発言機会を確保する。加えて、啓発活動の場でも、女性やその他の社会的弱者が主体的に関与できるよう働きかける必要がある。

（９）政策支援の背景

本事業では、MWRI内のモニタリング＆評価（M&E）部門の能力向上、ならびにジュバ都市圏における水供給に関するデータベースの開発支援を実施する。M&E部門に対しては、詳細計画策定調査で、MWRI大臣との面談において支援要請がなされており、ジュバ都市圏の水供給に関する情報整理を通じて、同部門におけるデータ管理体制の強化および職員の能力向上を図る。これらは政策そのものの策定支援ではないが、制度の実行性を高めるために必要な能力の強化として位置づけられる点に留意する必要がある。

（１０）将来のマスタープラン改定に向けた支援

2009年にJICAの支援により策定されたジュバ市の水供給マスタープランは、2025年を目標年次として設定されており、現在がその目標年次にあたることから、計画の見直しが必要な時期を迎えている。本事業では、マスタープラン自体の改定は対象外であるが、将来的なマスタープラン改定のための、必要なデータ・情報整理、方法論の準備を行う。詳細は第４条２（１）にて記載。

（１１）安全管理⁶

安全対策に関するJICAからの指示に従うとともに、JICAが設定する安全管理基準を厳守する。また、専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める。

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況についてはJICA事務所などで十分な情報収集を行うと共に、現地業務での安全確保のために関連機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA事務所と常時連絡が取れる体制とする。また、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に登録する。

また、再委託先となる第三国のコンサルタントの安全管理として、渡航が想定されるコンサルタントの南スーダンへの渡航歴/仕事歴、南スーダンに家族がいるか、土地勘や人脈があるか、また現地の情報を自分で取ることができるか（言語力・コミュニケーション力）、有事発生の際にどこへ逃げるべきかなどの知識があるか（土地勘）などを検討し、渡航の可否をJICA安全管理部にて判断する。

第４条 業務の内容

１．共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

①成果１「SSUWCの上水道に関する計画策定・実施、運転・維持管理能力が向上する。」に関わる活動⁷

活動1-1：既存の事業計画とKPIの進捗状況を確認し、残された課題を特定する。

活動1-2：事業計画の実行とKPI測定のための更なる改善活動を実施する。

活動1-3：現行の料金体系を見直し、適切な料金設定のためのガイドラインを策定し、試行する。

⁶ JICAの国別安全対策情報 <https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>

⁷ KPIやSOPの整備、支所における実務上の進捗・課題等の情報を整理・共有する仕組みの構築、本部との間での継続的なフィードバックの流れを通じて、SSUWCの運営能力を向上させる提案をすること。

- 活動1-4：SSUWC内での報告、フィードバック、アクションの手順を改善する。
- 活動1-5：最新の標準作業手順書（SOP）を用いて、水道施設のO&Mを改善する。
- 活動1-6：既存の配水管理を評価し、改善活動を行う。
- 活動1-7：各戸接続エリアにおける検針・請求・料金徴収の流れを評価し、SOPに基づき改善活動を行う。
- 活動1-8：料金未払いに関するガイドラインを策定し、実施する。
- 活動1-9：SSUWCの支所間で優良事例を共有する。

【成果1に関する留意点】

先行技術協力プロジェクトにて、KPIやSOPの導入を通じてSSUWCの運営能力の向上が図られた。しかしSSUWCの現場では、突発対応が多発すると、業務改善のサイクル（PDCA）が「実行（Do）」に偏り、「評価（Check）」や「改善（Act）」が十分に実施されない場面も多くみられる。そのため、本事業では、現場の負担になりにくい仕組みの整備や、必要な情報の収集・共有体制の工夫により、PDCA全体が継続的に運用される体制を促進することが求められる。

また、AfDBの支援（2024年12月完工）により、既存浄水場の改修、配水管網の改修、水道メーターの設置含む各戸接続を約8,000箇所行われたが、AfDBによるO&M能力向上の支援予定はない。そのため、本事業では、接続拡大による財政改善と顧客満足度向上を念頭にした顧客管理・料金徴収プロセスの持続的に行える改善が重要な焦点となる。

②成果2「SSUWCと顧客とのコミュニケーションが改善する。」に関わる活動⁸

- 活動2-1：「きれいな水供給プロジェクト」で行ったエンドライン調査を基に顧客満足度の課題を整理する。
- 活動2-2：顧客満足度向上及び信頼醸成のため、顧客サービス窓口の設置、住民との対話及び情報公開の指針を作成する。
- 活動2-3：2-2に基づき、顧客への啓発活動及び水道に関する理解度向上のために必要な活動を実施する。
- 活動2-4：ジュバ市の水道事業管理、施設運営・維持管理、顧客満足度に関するエンドライン調査を実施する。

【成果2に関する留意点】

南スーダンではインフラ整備の遅れにより、住民が水道事業体に対して十分な信頼

⁸ 南スーダンにおける住民の信頼醸成に向け、顧客対応の質の向上、顧客への啓発活動を含む、効果的な顧客コミュニケーション改善策を提案すること。

を持てていない状況にある。水供給がされた地域においても、ラストワンマイル含む水供給体制・プロセスに課題があり、水道事業体が提供するサービスに対し住民の理解力・顧客満足度を向上する必要がある。その過程で、単に衛生面の改善にとどまらず、信頼醸成を念頭においた顧客とのコミュニケーションの改善に係る活動を行う上で以下の点に留意する。

まず、顧客の声を適切に把握し反映するためには、住民のニーズに沿った傾聴姿勢や対話の場の設計が求められる。特に都市と周辺地域、貧困層と中間層など、住民層によって課題や期待が異なるため、対象ごとの課題整理が重要である。さらにプロジェクト終了後も住民の声が事業運営の質的向上に継続的に結びつく仕組みを構築する必要がある。

これにより、給水改善が単なるサービス提供にとどまらず、「信頼構築の手段」として機能するよう意識した活動設計が望まれる。

③成果3「WASH分野の政策改善のための環境が強化される。」に関わる活動⁹

活動3-1：他ドナーによって支援された水法案に関するレビューに基づき、関連ス

テークホルダーと共に水セクターの政策と構造についてMWRIに助言を行う。

活動3-2：MWRIのモニタリング・評価部門の能力向上を通じて、ジュバにおける水供給に関するデータベースの開発を支援する。

活動3-3：将来のジュバ市水道マスタープランの改訂に必要なデータ、情報、方法論の準備をする。

【成果3に関わる留意点】

成果3では、WASH分野の制度改善やデータ整備、政策形成支援を通じて、ジュバにおける水供給の戦略的改善を図ることを目的としている。活動にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

第一に、関係機関の複数事業が乱立する状況下、特にMWRIのM&E部門では、各事業の総体としての成果を可視化する制度設計やそれらを構築・運用するための人材の不足あるいは能力面の課題があり、MWRIが所掌する事業に対するモニタリング・評価が適切に行われ、結果が政策に反映されるに至っていない。活動を進めるにあたっては、モニタリング・評価の目的や手法等の理解促進とともに、実務的スキルの習得を段階的に支援する必要がある。

上記モニタリング・評価の実務に際し、本事業にて開発を支援するデータベースを構成するデータとして必要となるところ、現地で活動する関係機関から幅広く情報収

⁹ MWRIのモニタリング・評価体制の強化、給水関連データの体系的な管理、マスタープラン改訂への実務支援など、制度面の課題を踏まえた現実的かつ段階的な政策支援のあり方について提案すること。

集する。

第二に、2009年にJICAの支援によって策定されたジュバ市水供給マスタープランは、2025年を目標年次としていた。本事業では、マスタープランの改定に必要な情報収集・整理、改訂までの方法論が支援の対象としており、限られたリソースの中で効果的な成果を上げるためにも、改定に向けた準備を着実に進めていく必要がある。

（２）本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（３）その他

①収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

②ベースライン調査

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
- 本事業におけるベースラインは、先行技術協力プロジェクト「ジュバ市きれいな水供給プロジェクト」のエンドライン調査の結果をベースラインの指標として参照する。また最終的な指標の目標値の設定を行う際は、発注者及びC/Pの合意を得る。

③C/Pのキャパシティアセスメント

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、C/P（個人）とSSUWC、MWRI（組織）を対象とし、上水道に関する計画策定・実施、運転・維持管理能力（SSUWC）、モニタリング・評価能力（MWRI）の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

④エンドライン調査

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
 - プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
 - 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑤環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ジェンダー主流化に資する活動

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

本案件は、ジェンダー分類の対象外ではあるが、モニタリングと評価のための男女別データの収集および、JCC（Joint Coordinating Committee）の女性の参加率を35%以上とし、その他の意思決定の場での発言権を確保することを実施機関と合意済みである。また、地域コミュニティに対する水衛生啓発活動への社会的弱者の参加を促進する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word又はPDFデータも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	契約締結後 30 日以内	英語	電子データ	-
モニタリングシート	契約締結後 6 カ月毎	英語	電子データ	-
業務進捗報告書	業務進捗報告書①	日本語	電子データ	-

	(2026 年 2 月頃) 業務進捗報告書② (2027 年 2 月頃) 部分払いの成果品とする。			
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語、 英語	製本	日本語 2 部 英語 4 部
			CD-R	日本語 3 部 英語 5 部
プロジェクト・ブリーフノート	契約履行期限末日	日本語、 英語	電子データ	—

- 業務完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ②プロジェクト実施の基本方針
- ③プロジェクト実施の具体的方法
- ④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥業務フローチャート

- ⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧要員計画
- ⑨先方実施機関便宜供与事項
- ⑩その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ②活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④プロジェクト目標の達成度、評価6項目による自己評価
- ⑤上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

（５）プロジェクト・ブリーフノート

受注者は、本業務に関する活動を対象として JICA プロジェクト・ブリーフノートを各期終了時にそれぞれ作成する。JICA プロジェクト・ブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA 専門家、学識経験者、大学生等を想定する。

具体的には、契約締結後、別途 JICA が提供する記載要領に基づき作成するが、目的と基本コンセプト、分量は以下のとおり。

- プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した

成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめることにより、JICA の事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。

- 一般に公開する文書とし、ウェブサイト上で容易に検索、ダウンロードできるようにする。
- プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。構成は、①プロジェクトの背景と問題点、②問題解決のためのアプローチ、③アプローチの実践結果、④プロジェクト実施上の工夫・教訓、を原則とする。
- プロジェクト開始当初のベースラインやアプローチの検討の段階から、プロジェクトの最終的な成果までの全体を含むようにする。
- 伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。
- カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。
- 日本語、英語で作成する。
- 分量：和文・英文共に A4 版 8～10 ページ程度を目安とする。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

(1) 上水道に関する計画策定・実施、運転・維持管理に関する最新の標準作業手順書

(2) 料金未払いに関するガイドライン

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☑ 本業務では、以下の項目については、第三国の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	水道施設O&M指導	活動1-5、1-6に係る浄水管理、配水管理、施設保守・点検等に関する業務。 詳細はプロジェクト開始後検討。	一式	定額計上
2	顧客サービス指導	活動2-2、2-3に係る顧客対応、苦情対応、啓発活動に関する業務。 詳細はプロジェクト開始後検討。	一式	定額計上

第7条 機材調達

☑ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名：南スーダン共和国（南スーダン）

案件名：ジュバ都市圏水道サービス改善プロジェクト

The Project for Improvement of Water Supply Services in Juba

2. 事業の背景と必要性

（１）南スーダンにおける水セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

南スーダン共和国（以下、「南スーダン」という。）は長く続いた内戦で基礎インフラの整備が遅れ、中でも社会インフラの著しい不足が人々の生活・生計活動、経済活動にとって大きな障壁となっている。開発の遅れと貧困は国家制度の脆弱性と並んで南スーダンの不安定要因に挙げられる。社会インフラの整備を通じて国民の基礎生活を支えることは、国民と同国政府間の信頼関係醸成に繋がり、和平プロセスの推進に大きく貢献するため、南スーダン政府は国家開発戦略（2021－2024）において、生活の質向上および経済発展のための水分野への投資を優先分野として掲げている。

南スーダンの独立前より、ジュバ市民は安全できれいな水の入手に多くの課題を抱えていたが、この状況は人口の急増によりさらに深刻化することになった。ジュバ市の水供給施設は 1930 年代に建設され、2009 年のマルチ・ドナー・トラスト・ファンドによる修復により給水能力は 7,200m³/日まで増加したものの、急激な人口増への対応には不十分であった。

基礎社会サービスの欠落により、多くの人々はナイル川の未処理の水に頼らざるを得ず、健康に悪影響を与え、また入手のために多くの時間と労働力を要していた。このような状況に鑑み、日本政府は 2012 年に無償資金協力「ジュバ市水供給改善計画」の実施を決定したものの、2013 年及び 2016 年の紛争、2019 年のコロナ禍により、施設の完成に 10 年を要した。最終的に新施設は 2023 年 1 月末に、実施機関でありジュバ市の水道事業を管轄している南スーダン都市水道公社（SSUWC）に引き渡された。

一方、JICA は無償資金協力に加え、SSUWC の能力向上のため、2010 年から 2024 年まで 2 フェーズに渡り、技術協力プロジェクトを実施してきた。これまでの技術協力プロジェクトでは、SSUWC の水道事業体としての基本的な能力向上に始まり、無償資金協力により建設された施設を実務研修のサイトとして、適切な施設維持管理のための技術指導を、主としてジュバ支所を対象に実施した。加えて、先方政府からの要請により、ビジネスプラン策定の支援も行った。しかしながら、塩素注入量の確認不足や薬品添加量の独断的な変更による水質悪化、SSUWC 本部の月例会議の定期開

催が困難であることによるジュバ支所からの月報に対するフィードバックの不十分さなど本部によるモニタリング不足等、維持管理能力に関しても未だ多くの課題を抱えている。

さらに南スーダンの水セクターでは、上述の通り運営・維持管理能力の向上が不十分であることに加え、現状、ジュバ都市圏の住民の 92.5%が給水車からの水を水源として生活をしている。しかし給水車から住民への水販売価格が高すぎることなど、規制の欠如に起因する問題も深刻である。2015 年にドラフトが作成された水法案では水セクターにおける規制（事業ライセンス、価格、水質等）について定められているが、同法案の成立の予定は不透明である。水法の欠如により、現在、各省庁及び機関の明確な役割は定められていないまま、水資源灌漑省（MWRI）が規制機関の役割を果たしている。新水法の成立及び規制機関の設置は、南スーダンの給水サービス改善と混乱回避に不可欠である。

以上を踏まえ、南スーダン政府は、ジュバの安全できれいな水の普及のために「ジュバ都市圏水道サービス改善プロジェクト」（以下、本事業という）を日本政府に要請した。

（２）南スーダン水セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ／クラスター）における本事業の位置づけ

対南スーダン共和国国別開発協力方針（2021 年 9 月）における重点分野として「包括的な社会サービスの向上」が定められており、給水サービス提供を支援する本事業はこの方針に合致する。また、JICA が課題別事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」の「持続可能な水資源の確保と水供給」において推進しているクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に合致する協力であり、同戦略が定めている水道事業体の発展段階の分類において、「①人間の安全保障重視型」に位置づけられる。加えて、SDGs の観点では、本事業は SSUWC の事業経営基盤の強化を通じて、「安全な水へのアクセス」を支援するものであり、SDGs 目標 1「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる」、目標 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」及び目標 6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」に直接貢献する内容となっている。また国全体の平和と安定に向け、政策・制度に基づく均衡ある復興・開発は基盤であり、安全な飲料水の供給を通じて人間の基本的なニーズを支援することは、南スーダンの人々の信頼関係の構築に繋がると考えられる。住民の声を聞き、政府・事業体がそれに応えることで、政府と住民との信頼醸成に貢献し、さらにプロジェクト活動を通じて、コミュニティ間の横の信頼醸成にも貢献できると考えられる。係る視点は、グローバル・アジェンダ「平和構築」の協力方針にも合致する。

（３）他の援助機関の対応

アフリカ開発銀行（AfDB）は「Resilient Water Project for Improved Livelihood in Juba」（RWPIJ、2023 年 5 月に完了）及び第 2 フェーズとなる「Strategic Water Supply and Sanitation Improved Project」（SWSSIP）により、既存浄水場改修、配水管網の修復や拡張、8,000 箇所の各戸給水接続を設置し、現在は SSUWC が各戸接続の啓発活動を行っている。また国際連合児童基金（UNICEF）がジュバ市南西部で浄水施設（4,000m³/日）を、赤十字国際委員会（ICRC）はジュバ市のナイル川対岸のグンボ地区で浄水施設（10,000m³/日）をそれぞれ建設し、UNICEF の施設は SSUWC が維持管理をし、ICRC の施設はドイツ国際協力公社（GIZ）の支援により、プリペイドメーターが設置されており、Guwasco という民間会社が維持管理をしている。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、ジュバ都市圏において、SSUWC の上水道に関する計画策定・実施、運営・維持管理能力の向上、顧客とのコミュニケーションの改善、また WASH（Water, Sanitation and Hygiene）分野の政策改善のための環境の強化を行うことにより、SSUWC の運営管理の改善を図り、もってジュバ都市圏住民への質の高い水道サービスの提供に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名：ジュバ都市圏

（３）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：SSUWC 本部・ジュバ支所職員 160 名（2024 年 10 月現在）
水資源灌漑省（MWRI）職員
最終受益者：ジュバ都市圏住民（推定 80 万人）

（４）事業実施期間

2025 年 10 月～2027 年 9 月を予定（計 24 カ月）

（５）事業実施体制

実施機関：南スーダン都市水道公社（South Sudan Urban Water Corporation）
所管官庁：水資源灌漑省（Ministry of Water Resource Irrigation）
協力機関：ジュバ市議会（Juba City Council）
中央エクアトリア州住宅・土地・公益事業省（State Ministry of Housing, Land, Public Utility）

（６）投入（インプット）

１）日本側

１． 専門家派遣（合計約 21P/M）：

- 1) 業務主任 / 水道事業管理
- 2) 水供給計画 / Operation & Maintenance 管理
- 3) 水道サービス / 顧客管理
- 4) 料金徴収 / 財務管理
- 5) 政策アドバイザー / 情報管理

２． 研修員受け入れ：

必要に応じて第三国研修の実施

３． 機材供与：

必要に応じて機材や設備の供与

２）南スーダン国側

１． カウンターパートの配置

２． 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

（７）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

JICA は 2008 年から 2009 年に開発調査「ジュバ市水道事業計画調査」を実施し、必要な水道水供給量及び水道施設を提案するマスタープランを作成した。その後、前述の技術協力プロジェクト 3 件及び無償資金協力 1 件により、我が国はジュバ都市圏の水セクターを底上げする支援をハード・ソフトの両面で継続している。また 2024 年 10 月より、後継となる無償資金協力の準備調査を実施中である。

２）他の開発協力機関等の援助活動

前述 2（３）に記載した通り、AfDB は 2024 年 12 月に工事を完了させた。しかしその後の SSUWC の O&M 能力の向上支援は行う予定はなく、本事業は、実質的に AfDB の資金協力に対して技術協力にて連携する活動と言える。また世銀等他開発パートナーも給水車による給水の価格の適正化は必要と考えており、長期的には各戸給水、短期・中期的には代替水源の普及が必要と意見が一致している。

（８）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

１ カテゴリー分類：（C）

２ カテゴリー分類の根拠：

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましく

ない影響は最低限であると判断されるため。

2) 横断的事項：

本事業は、ジュバ市給水事業に関わる職員の能力強化を行い、気候変動に起因する干ばつや洪水等の災害に対して強靱な給水の実現を目標としていることから、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。また、本事業及び無償資金協力によって市民への安定的な水供給が期待され、気候変動で生じる渇水、降雨の極端化による干ばつや豪雨の発生などに対する適応策となり、気候変動に対するレジリエンス強化に貢献することが期待されるため、本事業は適応策（副次的目的）に資すると考えられる。

3) ジェンダー分類：

【対象外】「（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

＜分類理由＞調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、モニタリングと評価のための男女別データの収集および、JCC（Joint Coordinating Committee）の女性の参加率を35%以上とし、その他の意思決定の場での発言権を確保することを実施機関と合意済みである。また、地域コミュニティに対する水衛生啓発活動への社会的弱者の参加を促進する予定

（9）その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

（1）上位目標：SSUWC がジュバ都市圏住民に質の高い水道サービスを提供する。

指標及び目標値：プロジェクト開始時に比べ、顧客満足度がXX%向上。

水道水濁度基準適合率 98%。

（2）プロジェクト目標：SSUWC の運営管理が改善する。

指標及び目標値：料金徴収額（SSP（South Sudan Pound））がプロジェクト開始時に比べ XX%増加。

SSUWC のモニタリングデータがプロジェクト開始時に比べ XX%増加。

※XX に関しては初回 JCC 会議にて設定予定。

（3）成果

成果 1：SSUWC の上水道に関する計画策定・実施、運転・維持管理能力が向上する。

成果 2：SSUWC と顧客とのコミュニケーションが改善する。

成果 3 : WASH 分野の政策改善のための環境が強化される。

(4) 活動

【成果 1 に関する活動】

- 1-1. 既存の事業計画と KPI の進捗状況を確認し、残された課題を特定する。
- 1-2. 事業計画の実行と KPI 測定のための更なる改善活動を実施する。
- 1-3. 現行の料金体系を見直し、適切な料金設定のためのガイドラインを策定し、試行する。
- 1-4. SSUWC 内での報告、フィードバック、アクションの手順を改善する。
- 1-5. 最新の標準作業手順書 (SOP) を用いて、水道施設の O&M を改善する。
- 1-6. 既存の配水管理を評価し、改善活動を行う。
- 1-7. 各戸接続エリアにおける検針・請求・料金徴収の流れを評価し、SOP に基づき改善活動を行う。
- 1-8. 料金未払いに関するガイドラインを策定し、実施する。
- 1-9. SSUWC の支所間で優良事例を共有する。

【成果 2 に関する活動】

- 2-1 : 「きれいな水供給プロジェクト」で行ったエンドライン調査を基に顧客満足度の課題を整理する。
- 2-2 : 顧客満足度向上及び信頼醸成のため、顧客サービス窓口の設置、住民との対話及び情報公開の指針を作成する。
- 2-3 : 2-2 に基づき、顧客への啓発活動及び水道に関する理解度向上のために必要な活動を実施する。
- 2-4 : ジュバ都市圏の水道事業管理、施設運営・維持管理、顧客満足度に関するエンドライン調査を実施する。

【成果 3 に関する活動】

- 3-1 : 他開発パートナーによって支援された水法案に関するレビューに基づき、関連ステークホルダーと共に水セクターの政策と構造について MWRI に助言を行う。
- 3-2 : MWRI のモニタリング・評価部門の能力向上を通じて、ジュバ都市圏における水供給に関するデータベースの開発を支援する。
- 3-3 : 将来のジュバ市水道マスタープランの改訂に必要なデータ、情報、方法論の準備をする。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ ジュバ都市圏の治安が安定している。

(2) 外部条件

- ・ 南スーダンの政情・治安が今後悪化しない。
- ・ 給水施設が紛争などの影響によって大きな破損を被らない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

2025年2月まで実施した「きれいな水供給プロジェクト」では、SSUWC 職員の出勤率が向上したが活動的ではない職員も多く、必要に応じ、職員の出勤を促す仕組み、あるいは的確な人材の雇用を促す仕組みを本事業に取り入れることを検討する。

また行政と住民の協力の観点から、適正な水の利用に関する住民側の意識の変化も重要である。スーダンの「ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト」では住民への啓発活動に紙芝居を利用し、公共水栓への公平なアクセス、衛生、トラブルが起こった場合の平和的な解決方法などを周知したところ、住民の意識や態度を変えるのに効果的だった。また、スーダンの「カッサラ州行政サービス向上による復興支援プロジェクト」では、顧客調査の実施が、水道事業体の職員の行動変容（住民の声に耳を傾ける姿勢、問題がある場合は根本的要因を解決しようとする姿勢に変わってきたことなど）及び行政とコミュニティの新たな関係構築に有効であることも確認されている。本事業にもこの教訓の具体的な活用を検討する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、水道事業体の能力強化の推進を通じて、安全な水の持続的な供給に資するものであり、SDGs目標1、目標3及び目標6に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価結果

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了前	エンドライン調査
事業終了3年後	事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：水道事業管理（含む顧客管理、セクター政策形成支援）に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：南スーダン及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025年10月～2027年9月 工程の詳細はP0のとおり。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途 約 18.86 人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2）渡航回数の目途 延べ8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

※プロジェクトが終わる半年前頃から渡航再開される想定での回数（あくまで現時点の想定）

（3）現地再委託

以下の業務については、第三国コンサルタント等への再委託を認めます。

- 水道施設O&M指導（成果1：活動1-5、1-6）
- 顧客サービス指導（成果2：活動2-2、2-3）

なお、再委託にあたっては、再委託先の技術的能力および管理能力を十分に理解し、必要な指導、監督を行うこと。

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- 要請書
- R/D
- 詳細計画策定調査現地調査結果概要
- クラスター事業戦略モニタリングシート
- 安全対策ガイダンス

2）公開資料

- 都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクトフェーズ2（2016年～2022年）業務完了報告書

- 南スーダン国ジュバ市きれいな水供給プロジェクト（第1期）JICA プロジェクト・ブリーフノート（2023 年）
- ジュバ市水供給改善計画事前評価表（2019 年）
- 南スーダン国ジュバ市きれいな水供給プロジェクト業務完了報告書（2025 年）

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南スーダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してくだ

さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

130,364,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（19,632,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費		2,673,000円	戦争特約保険積算	
2	第三国コンサルタント等への再委託	・第2章 特記仕様書 第4条 2. 本事業にかかる事項（3） ・同第6条 再委託	16,959,000円	再委託費（日当・報酬・移動費・宿泊代等）	再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）その他留意事項

1) 現地業務期間における宿泊費について

南スーダン国内における宿泊については、JICA が直接提供しますので、宿泊費については、計上しないでください。他方、朝食代・夕食代見合いとして一夜当たり5,800 円を計上してください。

2) 航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)